

新潟県条例第64号

新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県立長岡屋内総合プール条例（平成17年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
<b>別表第1（第8条、第10条関係）</b>					<b>別表第1（第8条、第10条関係）</b>				
区 分	単 位	基 準 額（円）			区 分	単 位	基 準 額（円）		
		大 人 （高齢者及び障害者等を除く。）	高 齢 者 及 び 障 害 者 等				大 人 （高齢者及び障害者等を除く。）	高 齢 者 及 び 障 害 者 等	
トレーニングルーム	通常使用	1回1人につき	720	620	トレーニングルーム	通常使用	1回1人につき	700	600
	3か月券による使用	3月間1人につき	12,960	11,110		3か月券による使用	3月間1人につき	12,600	10,800
	半年券による使用	6月間1人につき	20,740	17,770		半年券による使用	6月間1人につき	20,160	17,280
温浴プール		1回1人につき	460	460	温浴プール		1回1人につき	450	450
大会議室	基本額	1時間まで1室につき	2,670		大会議室	基本額	1時間まで1室につき	2,600	
		1時間を 超え3時間まで1室につき	4,010				1時間を 超え3時間まで1室につき	3,900	
	加算額	3時間を 超える1時間1室につき	2,670		加算額	3時間を 超える1時間1室につき	2,600		
小会議室	基本額	1時間まで1室につき	1,340		小会議室	基本額	1時間まで1室につき	1,300	
		1時間を 超え3時間まで1室につき	2,010				1時間を 超え3時間まで1室につき	1,950	
	加算額	3時間を 超える1時間1室につき	1,340		加算額	3時間を 超える1時間1室につき	1,300		
備考（略）					備考（略）				
<b>別表第2（第8条、第10条、第13条関係）</b>					<b>別表第2（第8条、第10条、第13条関係）</b>				
(1) プール施設の使用料（個人使用の場合）					(1) プール施設の使用料（個人使用の場合）				

区分	単位	使用料(円)			区分	単位	使用料(円)				
		大人 (高齢者及び障害者等を除く。)	小人	高齢者及び障害者等			大人 (高齢者及び障害者等を除く。)	小人	高齢者及び障害者等		
プール施設	通常使用	1回1人につき	570	210	460	プール施設	通常使用	1回1人につき	550	200	450
	3か月券による使用	3月間1人につき	10,180	3,700	8,330		3か月券による使用	3月間1人につき	9,900	3,600	8,100
	半年券による使用	6月間1人につき	16,290	5,860	13,330		半年券による使用	6月間1人につき	15,840	5,700	12,960
備考 (略) (2) (略)					備考 (略) (2) (略)						

第2条 新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を次のように改正する。

別表第2第2号の表を次のように改める。

(2) プール施設の使用料(専用使用の場合)

区分	単位	使用料(円)						
		入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合			
		営利又は宣伝を目的としない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	営利又は宣伝を目的としない場合	営利又は宣伝を目的とする場合			
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合			
プール施設	メインプール	9コースまでを使用する場合1コース当たり1時間につき	2,060	6,170	16,460	3,090	9,260	24,690
		全コースを使用する場合1時間につき	16,460	49,370	131,660	24,690	74,060	197,490
	飛込プール	1時間につき	6,170	18,510	49,370	7,200	21,600	57,600
	サブプール	7コースまでを使用する場合1コース	2,060	6,170	16,460	3,090	9,260	24,690

	ス当たり 1時間 につき						
	全コース を使用す る場合1 時間につ き	13,170	39,090	105,330	19,750	59,250	157,990

備考 8時間を超えて専用使用しようとする場合の使用料は、8時間使用する場合の使用料の額に、超過する1時間につき、この表に定める使用料の額の80パーセントに相当する額を加算した額とする。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。